

平成31年度
聖籠町農地等利用最適化推進施策
に関する意見書

平成30年11月
聖籠町農業委員会

聖籠町農地等利用最適化推進施策に関する意見書

貴職におかれましては、本町の農業・農村振興に積極的に取り組まれているとともに、農業委員活動に対しましても、ご理解をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化の進行、後継者と担い手不足、耕作放棄地の増加、異常気象に伴う農林水産業に対する悪影響、農産物価格の低迷等厳しい状況に直面しています。

また、平成30年度は米の直接支払交付金制度の廃止やTPP11等、わが国の農業の将来が懸念される中、国においては、平成28年11月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、「農業競争力強化プログラム」により農業の成長産業化、競争力強化に向けた改革が進められています。

農業委員会は、発足以来、農業を取り巻く社会情勢の変化に対応し、法令等に基づく農地の権利移動などの許認可や、地域の農業振興の推進に幅広い役割を果たしてきましたが、平成28年4月に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、これまで以上に地域と密接に関わることが求められています。

当町においては、平成28年度から新体制に移行し、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進）を進めるため、町及び農業関係団体と連携を図りながら活動を進めており、今後、より一層の取り組み強化を図る所存であります。

つきましては、平成31年度の予算編成にあたり、農地等の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出します。

平成30年11月 6日

聖籠町長
西脇道夫 様

聖籠町農業委員会
会長 吉田春雄

聖籠町農地等利用最適化推進施策に関する意見書

貴職におかれましては、本町の農業・農村振興に積極的に取り組まれているとともに、農業委員活動に対しましても、ご理解をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化の進行、後継者と担い手不足、耕作放棄地の増加、異常気象に伴う農林水産業に対する悪影響、農産物価格の低迷等厳しい状況に直面しています。

また、平成30年度は米の直接支払交付金制度の廃止やTPP11等、わが国の農業の将来が懸念される中、国においては、平成28年11月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改定し、「農業競争力強化プログラム」により農業の成長産業化、競争力強化に向けた改革が進められています。

農業委員会は、発足以来、農業を取り巻く社会情勢の変化に対応し、法令等に基づく農地の権利移動などの許認可や、地域の農業振興の推進に幅広い役割を果たしてきましたが、平成28年4月に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、これまで以上に地域と密接に関わることが求められています。

当町においては、平成28年度から新体制に移行し、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進）を進めるため、町及び農業関係団体と連携を図りながら活動を進めており、今後、より一層の取り組み強化を図る所存であります。

つきましては、平成31年度の予算編成にあたり、農地等の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善等に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定により意見書を提出します。

平成30年11月 6日

聖籠町議会議長

田村 富美男 様

聖籠町農業委員会

会長 吉田 春雄

1 持続可能な農業へ向けて

当町においても今後は、新規就農者や認定農業者などの担い手と言われる農業者が高齢化により減少していきます。

これら農業者が、安定した農業経営を持続させるには、農地利用の最適化の推進はもちろんのこと、農業用施設整備や組織育成など様々な農業支援策が重要と考えております。今後も関係機関・団体と連携を図りながら、持続可能な農業の確立に向けた支援策を講じられたい。

特に、将来にわたり安定的な農業経営を行える農業後継者や新規就農者を確保・育成する取り組みを推進されたい。また、地元とのつながりや地元出身の農業者を増やすためにも、こどもや若者が農業の大切さを学ぶ機会づくりに取り組まれたい。

2 担い手への農地の集積・集約化について

農業経営の規模拡大を図るためには、耕作の事業に供される農地等の集団化を図り効率的に耕作できるようにする必要があります。そのため、農地中間管理事業の活用、地域の話合い（人・農地プランの作成）、基盤整備事業の活用などにより、担い手への集積・集約が図られるよう推進されたい。

特に、基盤整備による面整備が可能な未整備のほ場については、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域の話合いにおいて積極的な関わりをもっており、今年度になって事業推進のための協議会が設立されるなど、ほ場整備推進への機運が高まっていることから、十分な予算措置のもと早急に整備を進められたい。

3 耕作放棄地の発生防止・解消について

高齢化等による労働力の不足や土地条件が悪いことにより農地の借り手がないなど様々な要因による耕作放棄地が増加しています。

耕作放棄地には、解消の難しい農地もあり、農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作者への指導のみでは限界も感じられることから、耕作放棄地の解消対策として基盤整備の推進や遊休農地対策事業補助金の拡充など具体的な施策を講じられたい。

また、畑や果樹の耕作放棄地が増加していることから、「果樹の町聖籠」というネーミングを維持・発展させるためにも果樹の団地化などを進め、その結果として耕作放棄地の発生防止・解消となる施策を講じられたい。

4 農業委員会の体制について

相続未登記などで所有者が不明になっている農地の貸借を一定の手続きを経て可能とするとともに、農業用施設の床全面をコンクリート張りした場合でも農地扱いとすることを定めた改正農業経営基盤強化促進法と改正農地法が本年5月11日の衆参本会議で可決、成立しました。年内にも施行され、新たな農地利用の枠組みが動き出します。両制度とも鍵となるのは現場で動く農業委員会で、衆参両院の農林水産委員会では、新たな業務が発生することになる農業委員会への支援を求める付帯決議も採択されました。

つきましては、農業委員会事務局の新たな業務に対応するための体制整備及びそれに伴う適切な職員配置を講じられたい。